

豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部と豊橋信用金庫
との連携・協力に関する協定書

豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部（以下「甲」という。）と豊橋信用金庫（以下「乙」という。）は、相互の立場を尊重し、対等・平等の理念のもとに交流と連携の強化に努め、多様な分野で協力していくための協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもとに、地域、産業、文化、健康、教育等の分野で相互に協力し、地域社会の発展や教育・研究及び優れた人材の育成に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事号について相互に必要な支援と協力を行う。

- （1）地域の活性化に関すること。
- （2）産業の振興に関すること。
- （3）地域文化の振興に関すること。
- （4）健康社会の推進に関すること。
- （5）教育及び人材育成に関すること。
- （6）その他前条の目的を達成するために必要と認められること。

（秘密保持）

第3条 甲および乙は、次の事項を除き、本協定に基づく活動において知り得た事項を第三者に開示、又は漏洩してはならない。

- （1）提供された時点で既に公知の情報又は提供後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの。
- （2）第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの。
- （3）提供された時点で当該第三者が既に保有していたことが書面により立証できる情報であるもの。
- （4）法令または裁判所の命令により開示を義務付けられたもの。

2 前項に規定する守秘義務は、本協定の有効期間の終了後においても同様とする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、甲または乙のいずれから有効期間満了の日の2か月前までに別段の申し出がなされないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項および成果の利用条件等必要な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

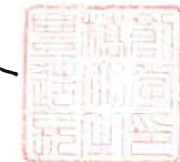
本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、甲乙各1通を保有するものとする。

令和3年3月16日

（甲）住所 豊橋市牛川町松下20-1

豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部

学長 伊藤晴康



（乙）住所 豊橋市小畷町579番地

豊橋信用金庫

理事長 山口進

